

公安委員会定例会議(第22回)の開催状況

第1　日 時 令和5年9月6日(水)
午後2時04分～午後3時35分

第2　出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警察学校長、情報通信部長、機動隊長
総務課長

第3　議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、性同一性障害の経済産業省職員に対する女性用トイレの使用制限を違法とした最高裁判所判決についてお話しします。

職員は、生物学的な性別は男性ですが、そのことに違和感を覚えて女性ホルモンの投与を受け始め、性同一性障害である旨の医師の診断を受けるとともに、平成20年頃からは女性として私生活を送っていました。また、職員は健康上の理由から性別適合手術は受けていませんが、男性ホルモンは同年代の男性の基準値を大きく下回っており、性衝動に基づく性暴力の可能性は低いとの診断を受けていました。

平成21年、経済産業省は、職員から女性用トイレの使用について要望があったことから、同じ部署の同僚に意見を求めたところ、数名の女性が違和感を抱いているように見えたことなどから、職員の執務階及びその上下階の女性用トイレについては使用を認めず、それ以外の階の女性用トイレの使用を認めました。これに対して職員は、国家公務員法第86条の規定により、職場の女性用トイレを自由に使用させることなどの行政措置を要求したところ、人事院から認められない旨の判定を受けたため、判定の取り消しを求めて国を訴えました。

1審の東京地方裁判所は、「女性用トイレの使用を認めないのは違法」と判示し、トイレの使用制限の取り消しを命じましたが、2審の東京高等裁判所は、「トイレの使用制限は、ほかの職員の性的な羞恥心や不安を考慮したもので違法ではない」と判断しました。

これに対して最高裁判所は、「職員は、健康上の理由から性別適合手術は受けていないものの、性同一性障害と診断され女性ホルモンの投与を受けていること、2階以上離れた階の女性用トイレを使用してもトラブルは生じていないこと、女性用トイレの使用に明確に反対している者はいないこと」などを列挙した上で、「職員の具体的な事情を踏まえることなく、ほかの職員に対する配慮を過度に重視し、職員の不利益を不当に軽視したもので著しく合理性を欠き違法である」として判定を取り消しました。

ただ、今回の判決は、職員の事情のほか、利用する人もある程度限定された職場のトイレに関する判断で、公共施設の使用のあり方などは別の問題といえます。性同一性障害を巡る問題は、今後も様々な場面で想定されると思いますので、重要な判例の一つとして執務の参考としてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和5年第21回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情の受理について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 交通警察J.O.Bセミナーの開催

交通部長から、交通警察J.O.Bセミナーの開催について報告があった。委員から、「こうしたセミナーを通じて白バイやパトカーに対する憧れを実際に体験してもらうことは重要である。今後も継続して取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「素晴らしい取組である。今後も体験型のセミナーを積極的に開催していただき、希望者が増えることを願っている」との発言があった。

委員から、「実際の仕事内容がよく理解でき、将来の採用につながる良い取組だと思う。今後も計画的な開催に努めていただきたい」との発言があった。

(2) 第76回全国植樹祭の愛媛県開催決定に伴う対応

機動隊長から、第76回全国植樹祭の愛媛県開催決定に伴う対応について報告があった。

委員から、「注目度が高い行事であり警備も大変だと思うが、しっかりと準備に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「令和8年の開催に向けて準備を進め、皆が安全に楽しめる植樹祭になるように尽力いただきたい」との発言があった。

(3) 令和5年上半期中の機動隊活動状況

機動隊長から、令和5年上半期中の機動隊活動状況について報告があった。

委員から、「機動隊の活動は訓練あっての実戦だと思う。今後、天候の変化による災害や水難事故の発生も想定されることから、対策に万全を期していただきたい」との発言があった。

委員から、「松山東警察署の旧庁舎を使用した災害救助訓練は実践的で良い取組だと思う。今後も訓練にしっかりと取り組んで県民の安全・安心の確保に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「管区主催による広域緊急援助隊の合同訓練等、対処能力向上に努めていることが分かり頼もししい。引き続き日々の訓練や活動に励んでいただきたい」との発言があった。

(4) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

4 その他

本部長から、着任の挨拶をしたのち、「冒頭、委員説示において、性同一性障害を巡る最高裁判所判決を御紹介いただいた。今後、県警察においても、様々な場面でそうした方への対応について検討が必要になることがあるかもしだれず、今回の判決内容については、委員説示のとおり、執務の参考とする必要があると思う」との発言があった。

以 上